

(別紙二)

6-3
273

二年又は三年制大学について

(教育刷新委員会第八七回總會決定)
(二四、一、一四)

大学設置委員会にかけ。新制大学申請書の審査の状況に鑑み、暫定措置として、次の条件のもとに二年又は三年制大学を設けることができる。

① 二年又は三年制大学には、四年制大学とは異つた名称（例えば短期大

学）を附す。こと。

② 前記の大学には、完成教育として、その基準を定めること。

③ 特別の場合には四年制大学は、前記の大学の卒業生をその履修課程を考慮し、又は試験の上、適当な学年にこれを編入することができると。

④ 二年制大学に別し、後期二年のみの大卒を設け、また、二年制大学が既設の大学等の存在となるようなことは認められないこと。

天野 410

VI
259

